

大槁佐平翁傳草案(上)

4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6



大橋佐平公翁傳

上編

(三) 公翁の父祖

佐平翁、天保六年十二月二十二日越後國長岡
上田町に生る、其祖父渡辺九右衛門の時まで、
世々油商を業とし、家富裕にして屢々長岡藩よ
り御用金を徴せらる、九右衛門為人温厚にして
且つ物に拘らず、故に藩に於て「お疊み」と稱
して御用金を返償せざるも、甚だ意に介せず、
且つ男久米松家産を治めず、遊蕩度なかりしか
ば、兒玉又七を迎へて長女典瀨に配し、別に家
を立てしむ、翁は實に又七典瀨の間に孕けられ
たる次男也

翁の父又七、幼名を又藏と云ふ、三嶋郡堀之内村の農兒玉次郎助の八男にして、寛政八年九月を以て生る、幼より同郡關原村の材木商勘兵衛なる者の徒弟となり、黽勉懈らず、資性頗ぶる重厚也、文政十年長岡に出で、渡辺氏を肩し、九右衛門の女典頼と婚す、時に又七年三十二、典頼年二十六
又七の家を立つるや、材木商を業とす、典頼資性貞淑にして、父母に孝に、弟妹に悌なり、家道衰へて生計また夙昔の如くならざるも晏如たり、渡辺氏世々佛法に皈依し、凡そ托鉢の僧あれば心らず喜捨し、乞丐の門に到るあれば、また物を映へて苟くも空く帰さるを家例とす、典頼殊に厚く三法を信じて善行多し、所謂積善

之家也

積善の家必らず餘慶ありと云ふ、況んや翁及み其の子新太郎の如き、凡そ抜くもの相繼で起れるをや、翁の一代を通覽するに、爭悉く其の知能に出づるも、また好運の多く必に映みするものなしとせず、蓋し父祖積善の餘慶なうがらんや

翁の祖父九右衛門、天保十年六月を以て歿す、法名を照阿と云ふ、父又七、明治元年八月一日を以て歿す、享年七十三、法名を慈光院覺室禪慧居士と呼ぶ、是より先き元治元年八月十六日母典頼歿す、行年六十三、貞光院櫻柳幻華法尼と號す、皆先登徳聖寺に葬むれるが、翁後に之を東京日暮里養福寺に改葬せり

(三) 翁の幼時

四

翁幼名を熊吉といふ、四歳の時、百人一首、
実語教等を母より口授せらるゝに、能く諳んし
て人を驚かすを以て、母私かに崎とし、深く心
を用て教養したり、即ち七歳にして林忠右衛門
に隨て習字を學ばしめ、又某に就て算術を修め
しむ
母興順の実弟、薙髮して京都の智積院に上り、
大佛法如と稱す、汎く佛典に涉獵し、碩學の名
當時に冠たるを以て、法印に叙せらるゝ、弘化元
年法如智積院僧正に代りて江戸に下り、將軍家
慶に調す、蓋し毎歲正月將軍に参賀するを例と
する也、時に長岡藩主牧野備前守、月番老
中として侍坐し、將軍より賜はれる時服一領を

傳ふ、法如参賀畢りて、後長岡に帰るゝ、又七夫妻
を訪ふ、長岡藩侯また贈るゝ時服を以てす、又
七等以て甚だ榮なりとし、翁の資性、儻不羈な
るを視て、寧ろ法門に入らしむる意あり、蓋し
當時の制、階級甚だ嚴にして、平民は容易に士
たる能はず、士にもまた門閥ありて、榮達甚だ
難しと雖も、出家して學徳を研鑽すれば、位階
大に進み、士大夫を凌ぎ、朝臣と相班するに至
るを以て、当世に志を得ざる豪傑、仕々佛門に
依するを例とせし也、翁時に年甫めて十歳、父
母及み叔父の談を耳にし、頗る心を動かす
此歳十月、長岡に大火あり、幾んど全市を灰
燼す、翁の家は幸に免かれたるも、翁は父の知
人の家に移されたり、翁の兄寅吉、時に年十五、

五

父と共に木材を購入し、廉價にて之を販賣して
市氏從後の便を圖れるを以て、父子共に藩廳よ
り褒賞を得たり、翌弘化二年寅吉早世す
翁幼より他童と異り、林氏の門に入て字を學
ばや、學童百餘人、暇ある毎に軍陣を擬して相
闘ふ、翁常に一方の領袖となりて群兒を指揮す、
又夜々軍談兵統の類を耽讀し、且つ皇統及み鎌
倉幕府、徳川將軍の系譜等を視て、漸く父の家
業を小なりとし、名を世に立つる志あり、兄の
死するに及み、父は翁の二姉に家を續がしめ、
以て翁の志に任すの意あり、然れども親戚等議
して、男子たる翁を相續人とするを至当なりとし
て、遂に之に決す、茲に至て父母翁を出家せし
むる志を捨つ、而して翁また父母の心を安んず

六

るため、曰く家業を助け、夙に起き夜遅く寝ね、
父と共に木材を商ひ、不羽を割き、殘る其の
業を勵めるも、實は其の欲する所に非ざる也
翁十二歳の時、大學を習ひ、明其徳を親氏曰
の草に至て痛く感悟し、願て群書を渉獵せず
嘉永元年正月、翁長岡の政老數輩に隨て信濃
國善光寺に詣で、初めて川中島春日山等の旧趾
を視る、軍書親を引証して喋々改革を同行者に
説けりと云ふ
此の年翁十四歳、一日母に請て曰く、凡そ商
業を營まんには書算に若くなし、人智を啓き、
世益を為すこと小ならざれば也、母曰く、然り、
汝洵に其の志あらば、宜しく江戸に出で、其の
業を營むべし、最も汎く其の業を營みて、其の

七

志を成すに足らん」と、翁晚年人に語て曰く、
我が今日ある、実に母の誨に基けり」と、竟
に母のため其墳墓を東京に移すに至れり

(三) 翁の五志

嘉永二年二月、翁年十五、三度飛脚西川屋兄
弟に隨て京都に上り、叔父法如法印を訪ふ、又
畿内及び紀伊の名所旧跡を探り、高野山に詣で、
更に大坂より四國に渡り、六月播磨より備前に
琉球に至り、安藝、周防を経て竟に長崎に至
る、翌三年二月、法如法印に隨て帰國の途に就
き、先づ伊勢大朝を拜し、東海直より江戸に出
て、上野を経て帰郷す、此の一年間の旅行に於
て翁の啓發せし所幾許ぞ、蓋し観察に餘あるべ
し

翁の壯時の知人にして、翁と善からざりし者
の群に曰く、翁は普通の青年と似せず、交らず
却て傲然冷視の態あり、是を以て同輩皆之を嫉
視せり、然れども常に努めて年長の人に交遊を
求め、好みて上流者の嗜む如き技藝を修め、殊
に熱心擊劍を學ぶ等、其の行頗る尋常を抜ケ
るものありき」と

時に新潟の材木問屋に、尾山屋宗兵衛なるもの
あり、其の分家某、油粕を商ふ、翁京兵衛の
家に至る時、また某と相識り、出港毎に油粕の
仲買をなして多少の利を獲、是より稍々手を他
に伸す餘裕を得

嘉永六年米飢の浦賀に入りしより、尊攘の論
益々沸騰し、天下騷然たり、翁は米人に関する

書類等の藩廳に來れるものを借覽し、又藩醫川上壽碩（桂川周南の門人）が海外の事情に通ぜるを以て、時々就て其説を聞き、初めて地球圖を視て、世界の狀態を窺ふを得たり

（四）酒屋となる

翁は區々たる材不商、又は木羽割たるを好まず、飛躍して身を立つる志益々切なり、時に長岡藩領中に酒屋株を有するもの五十餘戸あり、當時の制、多くの商業皆戸數を限りて世襲的に獨占し、他をして新たに同業を營むの自由を有せしめず、之を稱して株と云ふ、江戸及び各藩共に大抵然りし也、殊に酒造業者は租税納額最も多く、且つ藩主の御用を命ぜらるゝを以て、諸商人の上席を占め、諸人より旦那と尊稱せら

二

れ頗る勢力あり、偶々澤下條村の大森佐平なるもの、三國屋と稱する酒屋株を有す、翁就て此の株を購み、如めて裏一の町に酒業を開始し、三國屋佐平の名を冒す、時に安政三年六月、翁

實に二十二歳也

翁の父、夙に翁の獨立の志あるを察し、曾て從容として曰く、「人は獨立獨行して志を貫くを尚ぶ、假令他國に赴き、他家を継ぐも、産を興し、祖先父母の名を擎げば孝の至なり」と、翁深く感ず、然れども翁の酒業を創するや、父は心より之を賛せず、單に二貫五百文を贈りて翁の欲するまゝに任せしといふ

如め酒舖の藩主の用達たる、大抵年番を定め、毎年交るゝ之に當るを例とす、翁後に上

村松子を嫁るに及ぶ、松子の祖母の家なる異服
町の肴屋三五兵衛が、藩主の御用商たる由緒あ
り、且つ翁の祖父時代まで、屢々藩に御用金を
納めたりし縁故に由り、酒家に對する改革の
行を期とし、殊に翁の家を以て藩主御用の酒
と定めらるゝに至れり
安政四年野口鉄彌長岡に來り、劔法を藩士に
授く、鉄彌は藩臣野口豊之丞の次子にして、江
戸に出て、劔客齊藤彌九郎に就き、其の熟頭と
なり、茲に至て藩主の招に由り餉れる也、次で
練兵場を設け、三間利兵衛、榎真入、安倍半兵
衛、小金井義兵衛を其の取締役とす、翁の家素
と野口氏と三世の交ありしを以て、翁親しく鉄
彌に就て劔法を受く、士人に非ずして劔法を學

ばは實に異列なりと云ふ、當時野口門下の高足
と稱せられし者に、茶原六郎、根岸信五郎、三
間正弘^{後には}、野村貞^{少後には}、等あり、翁また
藩の祐筆豊田讓三郎と親交あるを以て、宇安な
る書翰の贈本を借覧する便宜あり、由て藩政の
大体より延きて海内の形勢をも窺ふを得たり
時に藩吏煖りに新田開墾を奨励し、其の耗費
大にして費用支へざるや、竟に領内の農商に課
するに八萬兩の用金を以てし、納金の多寡に由
て格式を異へ、待遇を厚薄するに至り、煖る
嘆嗟の聲あり、翁乃ち屢々藩政改革を上申し、
各藩の記録に視て、其の長を採り、努めて実益
ある方策を應用せんことを請へるが、多く省せ
られず、後河井継之助登用せらるゝに及び、賦

政其の他の方面に涉りて大改革を断行せり、蓋し識慮ある者は、早くより藩政改革の極めて必要なるを看破せる也

(五) 結婚

萬延元年四月、翁魚沼郡関驛上村新左衛門の長女松子と婚す、翁時に年二十六、松子二十一、初め松子都會の儀禮に嫻ふため、親戚なる長岡上田町の木屋神保平兵衛の家に入り、翁の家は其の東隣りたり、平兵衛は上田町屈指の旧家にして、子女八人を有す、其の第七子某、柳京町の某家に養はれしも、養母と睦からず、屢々諍論す、一日養母暴力に死す、近隣多く訝かり、藩吏臨検して屍体に疑ふべき所ありと稱し、某を捕へて獄に下す、其の審究未だ終らざるに、

某病て牢中に卒す、茲に於て世學て其の養母殺しと稱し、また平兵衛を訪ふて其の凶事を存問する者なし、獨り翁平兵衛と知り、殊に其の七子某と親しきを以て、屢々牢に至て之を問ひ、其の死するや、請て某の屍を受けて、懇切に埋葬其の他諸事、周旋す、平兵衛父子深く翁の義俠を徳とし、且つ松子と翁と相識れるを以て、茲に至て自から媒酌して其の婚儀をなさしめたる也

翁時に裏一之町の酒店にありしも、結婚は殊に上田町の父母の家に於て行へり、松子當時の事と語りて曰く、「上田町の家にては、藩に納めたる用金の証文、多く反古となりて、模等に貼りありき、舅父は極めて好人物にして、後に良人

一六
の夜屢々外遊するや、自から来り訪ふて慰さめ、
母氏も亦快活にして物に拘らず、壯時の榮華は
忘れたるが如く、常に自から働きて怡悦に堪え
ざる色あり、且深く佛法を信じて喜捨を惜ま
ず、最も光明講に盡力して知る人毎に敬愛せら
れたるなりと

松子天保十年十月十八日を以て生る、母をお
大と云ふ、初めお大の兄上村萬左衛門平世す、
お大依て妻有の大田嶋村の新左衛門を以て家
を継ぎ、後に萬左衛門の遺子として家名を襲は
しめ、新左衛門夫妻自から別家す、而して共に
閑宿の名家たり、松子の弟を新三郎と云ふ、家
を継ぎ、次を新一郎と云ふ、出で、湯澤村の高
橋氏を継ぎ、妹お俊今現に東京に在り、次のよ

せ、大野金太郎に適き、二十八歳にして早く歿
す、父新左衛門は明治二十一年享年七十二を以
て歿し、母お大の前一年、六十九歳を以て歿す

(六) 博徒の脅迫

萬延二年松子孕む、未だ臨月ならずして男子
生れしも大し、翌年また男子生れ、早産のため
歿す、文久三年七月二十九日新太郎生る
翌元治元年、幕領たる脇之町の博徒數人、長
岡鎮守の祭禮に來して酒家を脅さん欲し、絹
屋越中屋等を叩けし志を得ず、竟に翁の家
に至る、時に翁の家一部を酒舗とし、一部を割き
て酒食を沽る、博徒等茲に入りて飲食し、大呼
して湯を求む、翁曰く「喧しい哩、多忙中誰か
汝輩に取合はん」と、博徒尚は罵々止まず、由

て以て事端を發せんとする也、翁怒り、直ちに
踊り至て一人を踢る、其の者絶叫して肋骨折れ
たりと稱し、腸を懷きて大に慟す、他の徒曰く
「天領^{天領}、我等必らず此の民を殺さば、此の家^家欠所^{欠所}の意^意を
のみ、我等必らず此の酒家を滅して以て讐を酬
ゆべし」と、其の意益し數百金を獲んと欲するに
あり、翁顧みず、然れども傷者鋪中に横臥して
動かず、而して博徒等見舞と稱して曰く數人來
り乱醉し宜罵す、茲に於て戸を開ちて業を休ま
ざるを得ず
藩の捕吏等また密かに博徒と通ずるあり、近
隣のものが又平生翁の豪氣を忌むを以て、心或は
以て快となす者あり、然らずる者も之を救解す
る解を知らず、翁は乃ち傲然として々意を要せ

ずと言ひ、時々自から酒を被り、酔へば則ち
軒睦すること例の如し、松子獨り大に焦慮し、
或は口オ弁給を以て訴訟を事とする佐々成衛^{成衛}、
蕭村の者にして長岡にも住あり、を訪ひ、或は
知る所の藩吏を訪ふて百方救解を求む、斯の如
きこと七晝夜、一日藩吏岡本縫之助、醫師土屋
を率ひ來り、横臥せる博徒を診せしめて曰
く「汝の肋骨果して折れたりや否や、醫師は解
剖するにあらずれば判じ難しと云ふ、依て明日
汝の体を解剖すべし、果して肋骨挫折しあらば、
此の三國屋に欠所を命すること論なきも、若し
満足ならん乎、汝の罪を亂彈して獄門に晒すべ
し」と、博徒震懼し、其夜密かに遁れ去れるを
以て、始めて争なきを得たりと云ふ

慶應二年七月十五日、私子また男子を生む、
私造と名く（明治 年 歳にして死す）

（七）長岡藩情

慶應三年十月十四日、將軍徳川慶喜政権奉還
の奏議をなすや、大勢は実に急驟直下せり、彼
の尊王攘夷論の露々たる、頗る天下を騒かし、
越後にも長谷川鉄之進、河本杜太郎等の諸有志
ありて、盛に大義を唱へたれど、其の上國に於
てしたるがため、越後方面は尚ほ太平の波靜か
にして、庶民幾んど動搖するものなし、殊に長
岡藩は徳川家の代として、主公は元中の地位を
占め、士風また堅実なるを以て、易政其の他の
方面に假令改革の必要はありたれ、上下沈靜に
して治安を娛めるが、將軍の政権奉還を聞くに

及び藩の家老にして且つ一代の俊傑たる河井継
之助は、鶴殿團次郎、安田正秀等の反對論を排
し、藩主忠訓を奉じ、柳野喜兵衛、三間正弘等
六十餘人を隨へ、十一月二十五日幕府の軍艦順
動丸に乗り、二十九日兵庫に上陸して翌日大阪
の邸に入れり、当時二條城に在りし慶喜は、部
下なる會桑諸藩兵と、薩長上の諸兵と衝突せん
ことを恐れ、私平春嶽と謀り、十二月十三日會
桑藩主を隨へて突然大阪に下れり、河井は藩主
忠訓病臥中なるを以て、十九日大阪を發して京
都に入り、二十二日建言書を朝廷に上れり、其
の主意、蓋し公武一致し、是まで通り政権を徳
川氏に一任するを可とすと云ふにあり、此の場
合、斯る建言の省せられざるは勿論、長岡藩が

始めより徳川氏のたぬ朝敵たるを厭はざるもの
と認められしも、己むを得ざる成行と謂べし
時に前藩主雪堂（忠恭）長岡城にあり、公武
開戦の時を聞き、十二月二十七日花輪警之進に
命じ、一小隊を率ひて上洛せしむ、雪堂歌を花
輪に賜ふ、曰く
もつゝふの玉のおくりもいとひなく
すゝむたけ碓の心清けれ
既にして江戸に於て、庄内藩兵の薩加邸を焼
くあり、^{廿二}明、大阪城中の兵大に憤昂し、十二月
三十日兵を伏見鳥羽に追ひ、河井大に驚き、元
中校倉勝靜を訪て曰く、「今幕府の爲めを謀るに
早く關東に退き、内治を修めて徐かに時機を俟
つに如かず」と、又會桑の諸將に説て曰く、「出

兵に名分なし、何ぞ輕舉する所の如きや、且つ
強て戦はんとせば、宜しく京都の後路を断つべ
し、京都の兵恐らくは四千を超へず、^六是は幕府の兵と
幕府の兵は一向によりて暮、若し大津、丹波口、其他の要
路を断たば、彼等糧食窮乏して自から潰えん
み」と、諸將省みず、明治元年一月三日、竟に
關戦せるも、幕軍大に破れ、慶喜は軍艦田陽丸
に乗り、六日大阪を發し、十二日江戸城に還る、
茲に於て朝廷征討軍を發す、二月十一日慶喜退
きて上野寛永寺に入り、四月四日官軍の先鋒江
戸城に入る、閏四月二十九日、家達をして徳川
氏を襲がしめ、封二千石を賜ふ、幕府の將士私
に兵を用ゐ、東北各藩また聯盟して官軍に抗す
えと成辰の役と云ふ

長岡藩主牧野忠訓は、一月七日夜大阪を發し、
二月一日江戸の邸に遷り、二十日江戸を發し、
三月一日長岡に遷る、河井獨り江戸に止て後事を
處す
先是長岡藩にては、一月十六日重役稲垣主税
をして、兵士八十人を率ひて京都に向はしめし
が、江戸の急使に接して信州上田より長岡に向
ひ、曩に十二月二十七日出發せる花輪の一隊と
高田に會し、共に長岡に遷れり
伏見鳥羽の戰報傳はるや、長岡藩主の激越
太だしく
薩摩長劔を組校に棄せて大根斬るやうに
今ヨキくと
と放歌す、二月六日薩長の兵約百人勅使を奉し

て到るとの噂あり、藩命して諸士に銃器を分つ、
蓋し勅使の來るを拒まんとする也、既にし勅書
共校に到る、衛士僅かに七人のみとの報あり、
衆心始めて安し、當時勅使問題に付、藩中識論
多く、崇徳館（藩學）の教官酒井貞藏、伊藤幹
藏、山田愛之助の如きは、名分論を主張して極
力勅使奉迎論を唱へたりと云ふ
去れば藩中の物情迥々として、庶民も安堵せ
ざるに至れるが、翁は新潟の町醫坪井良作と相
善く、其勤王開明論を聞きて感悟する處多く、
且つ藩士中の恭順派（安田父子の如き）とし相
知れるを以て、自然に藩論とは合はざりしが如
し、當時藩論の多数は河井及び川崎億次郎の如
き有力者皆開戦を好まず、唯だ能く封内を治め

て、四民を安堵せしめ、朝廷に抗せざると共に、
幕府を尊ぶに在りしも、徳川譜代の縁に由り、
寧ろ幕府を助けて薩長を敵視せるや争ふ可らず、
追考昔詔に據れば、恭順派と目すべきもの、
厩平助、安田奎、其の子正秀、本富寛之丞、木
村竹吾、山田愛之助、酒井貞藏、陶山善四郎、
藤野友三郎等なりと云ふ、翁後に藤野と官軍
のために盡す所あり
阿井継父助は、三月三日江戸の邸を撤し、新
式の大小砲銃、及び會桑の兵と共にエドワアド、
スネル所有の汽船に乗り、横濱函館を経て新潟
に入り、二十八日長岡に遷れるが、兵制は既に
慶應二年を以て洋式に改め、財政整理は翌三年
を以て実行したるを以て、更に禄高に大改革を

行へり、即ち二十石を五百石に、四百石乃至千
三百石を四百石に、七百石を三百石に、六百石
を二百石に、三百石乃至四百五十石を百七十石
に減じ、別に下級のものに増せる也、此の大改
革は、三月一日藩主忠訓棉藩の時、發表せられ
たるも、実は河井の立案也
時に會桑の兵、三國嶺其の他に據り、所在に
官軍と角逐す、繼之助敢て動かず、會桑の諸藩
疑懼す、既にして北陸道鎮撫總督兼會津征討總
督高倉永祐、五月八日を以て高田に入る、先是
官軍の参謀山縣有朋、黒田清隆等、薩長其の他
の兵を率ひて来り、尾州、松代、上田、松本の
諸藩兵を率ゆる監軍岩村高俊と共に、高田に會
して軍議を決し、四月二十一日路を分て進む、
ニ七

長岡藩は之に閉せず、特立獨行論を唱へて、二
十六日、繼之助を軍中総督とし、營を攝田屋村に
置き、以て領土を拒守す、岩村の率ゆる官軍は、
二十七日、小谷に陣す、河井官軍をして軍を罷
め、以て静温を圍らんとし、五月二日、親から小
谷に至りて岩村監軍に面し、懇説再三に及ぶも、
岩村未だ河井の人物を知らず、普通門閥に由て
上位を占むる者となし、毫少省せず、茲に於て
河井憤激し、竟に官軍と戦ふに決す
(八) 長岡落城
當時官軍は薩長を主とし、尾島、上田、松本、
飯山、諏訪、須坂、高遠、岩村田、飯田、越前、
高鍋、如州、富山、田野口、小濱等の兵約一萬

五千人にして、之に抗するは會、桑、仙臺、米
澤、庄内、上ノ山の諸藩兵三千餘人と、幕府及
ひ水戸の残兵數百人、及び村松、村上、峰山の
兵のみ、長岡藩の兵は三十二小隊一千百五十二
人と、少年隊兩隊とを主とす、之を合計するも
五千五百人を出でず
河井は急に會桑の諸將と謀り、攝田屋村に在
りし藩兵を二分し、五月十日進んで妙見村にあ
る官軍を撃壊し、旭山の險に據る、官軍の參謀
山縣有朋、長の奇兵隊長時山直八と謀り、十二
日夜、急に旭山を襲ふ、長岡兵、桑名の將立見
尚文と共に撃て之を退け、時山を斃す、爾後援
峠に相持して砲戦するも、官軍之を抜くこと能
はず、河井等將に十九日夜を以て兵を追めて小
元

千谷を衝んとす

官軍は櫻峠を陷るゝの難きを察し、別に路を迂回して長岡の側面より信濃川を渡り、一撃して城を居るの策を立て、先づ十八日拂曉より草生津、藏王の二方面を砲撃し、十九日三好重臣、堀越太郎等、曉霧晦冥に束じて大嶋より川を渡り、別隊をして横下より渡河せしめ、火を寺嶋に放ち、神田、内川、渡里町の三面より大手口に進撃し、竟に城を陷る、櫻峠にある兵乃ち枳尾方面に遁る

城陷るや、藩主忠訓、及び前藩主雪堂は、一族と共に難を極言村音齋寺に避け、次て枳尾に入り、翌二十日八十里越を超て曾岸に入る、翁は藩兵と官軍の間に出入し奔走せるが、官軍の

將さに横より長岡城を攻めんとするや、之を藩の使番長澤金太郎に告ぐ、既にして城陷るに及び、安田父子と一寺院に入る、安田等は藩主父子を保護し、而して翁は載王權現の別当藤野次郎（？）と共に、官軍の營に至り、薩の隊長澗直右衛門に面し、其の藩祖の廟（悠々神社）を焚かんとするを止め、且つ澗直を誘ふて安田等を普濟寺に訪へるも、藩主父子を始め、安田等と共に在らず、翁乃ち長岡に帰り、同志草間幸左衛門等と共に官軍本營詰となれり、草間は長岡の名家にして、所謂草分けと稱せらるゝ翁の諺曲の師にして、夙より翁等と志を同ふして官軍と藩との間に出入し奔走せる也

翁は此の前後より、自家の營業を妻松子に一

任し、或は知己の藩臣と會し、或は堀井村佐々
成衛（敬次と稱す）の家にて、恭順派の人々
とも會合し、官軍に請ふて専ら藩主の罪を救し
以て干戈を止めんとを圖れるも、事多く志と
違ふて果す能はずりしが如し

（九）長岡再び陷る

河井等は、敗兵を収めて五月二十一日加茂に
退き、本營を茲に設け、別隊を枋尾に置き、官
軍と對峙す。時に戦線甚だ廣きを以て、官軍は
本據を長岡に置き、見附今町の線に於て長岡兵
等と相持し、また進撃せず。河井乃ち會衆及ひ
米澤の諸將と謀り、兵を進めて奮戦し、六月二
日官軍を取りて今町中島を取る、見附の官軍退
きて長岡を守る、諸將皆追撃し、一撃に長岡を

回復せんことを主張す、河井聽かず

先是、翁の女典、元治元年八月十六日を以て
歿す、父又七獨り家に在り、見附口の官軍敗る
ゝに及び、松子の父上村新左衛門人を長岡に遣
はし、翁の長子新太郎（時に年六歳）を関村に
迎へて難を避けしむ、時に又七歳あり、松子次
子弘造（年甫めて三歳）を懷き、晝は妊娠の身
を以て酒鋪を管し、夜は上田町に至り、父に侍
して醫藥を脩む、而して翁は専ら奔走して家に
在ること稀れ也

朝廷更に中納言西園寺公望を以て総指揮官と
す、公望七月一日本營を柏崎に進め、次で長岡
城に移る、此の月更に仁和寺宮嘉彰親王（後に
小松宮）を兵部卿に任じ、北越征討總督とす、

官乃ち宛前、越前、佐賀、廣島、及び足守、福知山の諸藩兵を率ひ、十五日進て本營を柏崎に置く、依て海軍をして下越地方を衝かしめ、陸軍また二十五日を以て總攻撃をなさんとす。河井、總督宮の來越を聽き、機先を制して一撃に長岡を回復せんと欲し、七月十七日夜、折尾の假本營に諸將を會して軍議し、二十三日諸隊長に傳ふるに、長岡攻撃の命を以てし、將士に酒有を分つ、士氣頓に振ふ、翌二十四日更に令を諸隊に傳へ、且つ各兵毎に金二匁を賜ふ、時に八町沖の水に盪して大湖の如し、藩兵等夜暗に果じて密かに之を渡り、一呼して之を抜かんとする也、即ち藩兵六百十二人を勤して十七川隊

とし、夜十時より八町沖を渡る、泥深して各兵皆脛を没し、困苦各狀す可らず、拂曉進て火を富島に出で、一隊は小曾根、及び新保の各村に出で、各呐喊して奮進す、官軍狼狽して遁れ、西園寺總指揮官の如きは、重要なる報告書を捨て、走れりと云ふ、然れども兵少く、又疲れて多く官軍を追撃する能はず、而して河井は入城の際、関東町に於て銃死を左脚に受く。官軍遠く柏崎に走らんとす、參謀山縣有朋群議を排して本營を関原に留め、更に逆襲を策す、時に海軍柏崎に上陸し、新發田藩忽ち投降す、茲に於て下越風靡す、二十九日味爽官軍環鑿咫尺を并せするに集じ、妙見及び村松、前島の方

面より、急に長岡城を襲ふ、城兵乏る能はず、
枋尾及び福井方面に走り、僅かに四日にして城
また陥る、長岡藩の一隊留まりて城を守り、他
は途を分て追撃す、茲に於て峯山藩は八月三日、
村松藩は四日、村上藩は十一日を以て各官軍に
降り、越後巻く平ぐ
河井は重傷を負へるまゝ、八月三日見付より
吉ヶ平に達し、四日八十里越の山中に宿し、五
日唯見村へ會津領に着し、幕府の名醫松本良
順の治を受け、十三日塩澤村に赴き、十六日
竟に絶す、年四十二、十八日坂下定林寺に葬む
る
九月二十二日會津城陥り、長岡藩主牧野忠訓
は二十三日米澤に於て降伏す

長岡藩兵が城を恢復せる時、翁恰かも一ノ町
の自店にあり、草間幸左衛門采りて共に速かに
遁れんとす、勸む、翁曰く、我等同志は藩主父
子のために盡さんと欲して、聊か官軍に便せる
のみ、恐れて遁るゝの理あるなしと、草間以
て然りとす、既にして松子嬬りに翁に避難を勸
む、翁依て福井村の佐々の宅に至る、長岡藩兵
等草間を捕へて之を辱殺す、松子後に人に語て
曰く、遁れんと勸めし人、却て走らして辱殺
せらるゝ運命の奇劇る可うずと、時に翁の父
又七病みて依熱上田町の宅にあり、銃丸雨飛し
て危殆甚たしきを以て、内川の堤に疊を重ねて
之を避け、僅かに病床を茲に移し、松子及び翁
の妹きせ等相集て看護す、又七日く、松子幼兒
三七

を懐き、且つ現に臨月に近し、殊に佐平の安否
最も憂ふべしと、百方松子を勤めて去らしむ、
松子依て堀井村に至り、更に翁に従て小谷に
至る、既に長岡城再び陷るや、翁飛ひ至て父の
病を省す、然れども又七起つ能はず、八月一日
倅忽の間歿す、年七十三

(十一) 大橋姓に改む

翁の家世々渡辺姓也、而して其の男子は上田
町徳聖寺(妙義真言宗)に葬むり、女子は千手
町真照寺(真宗大谷派)に葬むるを例とす、然
るに翁の母典頼、深く真言宗に依り、好みて
徳聖寺に詣で、境内に寶蓋印塔を建立し、又光
明講を發起す、殊に其の弟法如、早くより京都
智恩院に上りて真言宗碩徳の名高く、後に蒲原

郡乙村乙寶寺に住持たり、而して愛児たる翁も
また法如に隨て智恩院に至れることあるを以て
典頼自から宗旨を真言宗に改め、徳照寺に葬む
られんことを望む、然れども當時の制、改宗は
容易に許されず、偶々徳聖寺の檀家に大橋祿右
衛門なるものあり、五六代にして家断絶す、翁
は其の姓氏を冒し、之に由て母を同寺に葬むり
以て其の志を成さしめんと欲し、幸に自から一
家を立てたるを以て、後竟に大橋氏に更め、典
頼を徳聖寺の信徒とならしむ、真聖寺乃ち町會
所に訴す、翁宗旨帰依の自由意志に出づべき
を唱へ、抗訴して屈せず、事未だ決せざるに成
辰の乱となれり、然るに明治二年翁の東京に出
て、在らざるに才り、長岡に於て戸籍編制の事

あり、翁の妹きせは翁を分家として届出てたり、
四年翁還りて初めて之を知り、きせを責むるも
奈何ともす可らず、戸籍面に於ては全く渡辺又
七の分家となれり、然かも渡辺氏の嫡たること
明かなり

翁の祖父九右衛門の子（即ち翁の母共頼の
弟）久米松の子善助なるもの北海道に到り、
其の子今現に同地にあり
渡辺氏の分家金八の後は、今の渡辺六松也
翁の父又七の实家兒玉氏の裔尚ほ在り、翁
の子新太郎、為めに上田町に邸地を購ひ、
家を作りて茲に住ましむ

翁の祖父九右衛門の子（即ち翁の母共頼の
弟）久米松の子善助なるもの北海道に到り、
其の子今現に同地にあり
渡辺氏の分家金八の後は、今の渡辺六松也
翁の父又七の实家兒玉氏の裔尚ほ在り、翁
の子新太郎、為めに上田町に邸地を購ひ、
家を作りて茲に住ましむ

